

産前・産後
支援ヘルパー事業

家事・育児が困難な妊産婦のいるご家庭にヘルパーが訪問し、産前・産後の生活をサポートするサービスです。

利用対象者

・武蔵野市にお住まいの妊婦、出産日から 6 か月未満のお子さんや、3 才未満の多胎のお子さんを育てているかた。
・父またはパートナー以外のサポートが受けられないかた。

※妊産婦・対象児が在宅している場合のサービスです。
（妊婦が切迫流早産で入院の場合は一部利用可能）

※母が就労している場合や、祖父母等のサポートがある場合は利用対象外です。

※父またはパートナーが育児休暇中の利用は可能です。

産前・産後支援ヘルパー事業のほかに、ファミリー･サポート･センター（生後６カ月から対象）や個別契約、東京都のベビーシッターによる一時預かり利用支援事業などもご利用可能です。

利用期間・利用限度

	期間	限度
単胎	母子健康手帳を取得 ～出産日から６か月未満	80 時間
多胎	母子健康手帳を取得 ～出産日から３年未満	母子健康手帳を取得した日から 1 歳の誕生日の前日まで 120 時間、以降 1 年につき 120 時間

問合せ先

〒180-8777　武蔵野市緑町２-２-28
武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
子ども家庭支援センター　電話　0422-60-1239

令和８年９月改訂

利用できる日時

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き午前 8 時～午後 7 時のうち、
1 時間単位で 1 日 4 時間まで。（1 日の派遣回数は 2 回までです。）

サービス内容

【家事サービス】	【育児サービス】
簡単な食事の支度・下準備	出生した子の世話
衣類の洗濯	兄姉の世話
居室の掃除	兄姉の送迎
食材又は生活必需品の買物	健診等の付添い

※詳しくは、表 1「提供可能なサービスの範囲」（具体例）をご覧ください。

料金 1 時間につき 500 円

※利用時間が 1 時間に満たない場合も 1 時間利用の扱いとなります。
※買い物、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費をお支払いください。

◎キャンセルは、早めに各事業者にご連絡ください。
前日の午後５時以降のキャンセルや、無断でキャンセルをされた場合は、
キャンセル料をいただきます。（利用料金の６０％）

申請から利用までの流れ

1．申 請	電子申請：右の２次元コードから申請。
2.利用決定	【事業者の調整・決定】 〇いずれか 1 事業者に決定。※原則、事業者の変更はできません。 〇市から決定通知書を郵送（申請から 10 日間程度）
3.利用予約	【利用者から事業者へ利用予約】 **※利用時期が確定したら直接事業者へ連絡してください。** 〇各事業者で予約の時期は異なります。 ヘルパー手配のため、早めにご連絡ください。 〇事業者の都合等により、ご希望に添えない場合があります。
4.コーディネート	【利用者宅にコーディネート訪問】（zoom 等オンライン訪問の事業者あり） 〇事業者のコーディネーターがご自宅へ訪問 〇必要事項を確認し、提供するサービスを決定
5.利用・支払い	【支払い】各事業者の支払い方法をご確認ください。 （現金・キャッシュレス決済・請求書払い等）